

株式会社栄和サービスの最終処分場に係る地域の概要

1 申請の概要

- (1) 申請者 住所 釧路市知人町3番18号
名称 株式会社栄和サービス 代表取締役 佐々木 勉
- (2) 申請年月日 令和6年(2024年)3月28日
- (3) 施設の設置場所 釧路市高山1番1、2番、3番、12番、30番1
- (4) 施設の種類 施行令第7条第14号ロ 安定型最終処分場
- (5) 処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチックまたは金属からなる部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。)の破砕に伴って生じたもの。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、金属くず(ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ただし、自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、がれき類
- (6) 施設の処理方式 陸上埋立及び準好気性埋立
- (7) 施設の処理能力 面積 19,611 m² 容量 82,400 m³

2 申請地周辺の状況

- (1) 地勢
地目は山林及び原野で周囲の現況も山林及び原野である。また、当該申請地は都市計画法に該当しない。
- (2) 住宅の存在
申請地周辺500m以内に人家はない。最寄りの人家は申請地南西方向900mに位置する。
- (3) 生活環境の状況(利水状況など)
予定地周辺に水道水源はなく、最も近い水道水源は予定地から北西に約14.6km離れた釧路川水系新釧路川である。また予定地周辺1km以内の範囲において、地下水利用者はいない。
全ての廃棄物運搬車両は一般道道142号根室浜中釧路線を使用し、設置場所に搬入する。

3 当該地域における廃棄物処理状況

(1) 周辺の処理施設

申請地に隣接して申請者の既存の安定型最終処分場が設置されている。また、周囲には他業者の安定型及び管理型最終処分場及びストックヤードがある。

(2) 廃棄物処理の動向

釧路管内に現在稼働中の安定型最終処分場は申請者の既存施設も含めて13箇所、管理型最終処分場は3箇所、安定型及び管理型最終処分場は1箇所設置されている。申請者の施設において道内の工事現場、各事業場から排出される産業廃棄物の中間処理、最終処分が行われている。既存安定型最終処分場は平成23年(2011年)8月に設置され、容積は54,182 m³、現在の残存容積は約10,018 m³となっている。(令和6年(2024年)3月末時点)

4 当該申請に係る関係市町村及び住民の意見等

(1) 縦覧期間

令和6年(2024年)4月10日(水)から5月10日(金)まで

(2) 市町村長の意見

令和6年(2024年)5月24日(金)まで

(3) 利害関係者の意見

令和6年(2024年)5月24日(金)まで

5 申請者の廃棄物処理業の状況等

(1) 廃棄物処理業の許可取得状況

産業廃棄物処分業では、埋立、破碎、熔融、浮遊選別、破碎・選別の許可を取得している。(令和6年3月時点。)

その他に、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している。

(2) 申請者への立入検査

令和4年(2022年)2月2日に設置予定場所の現地調査を実施し、申請書記載どおりの現況であることを確認した。

(3) 申請者への不利益処分等の状況

処理業許可取得時より現在まで不利益処分は行われていない。

6 その他

(1) 関係市町村との協議状況

令和6年(2024年)2月8日、地元自治体である釧路市と公害防止協定を締結済みである。

(2) 他法令の規制

林地開発許可について釧路総合振興局産業振興部林務課と協議中。